

平成 27 年度 内閣府税制改正要望結果

平成 27 年 1 月 14 日

内 閣 府

【国家戦略特区等の推進】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の拡充[拡充]</p> <p>【法人税、法人住民税、事業税】</p>	<p>国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度について、国家戦略特別区域法令の改正を前提に、次の見直しを行う。</p> <p>① 特定中核事業に革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発に関する事業を加える。</p> <p>② 特定中核事業以外の事業にインターナショナルスクールの整備に関する事業を加えた上、対象資産にその事業の用に供される貸付用の建物等を加える。</p>
<p>●国家戦略特区におけるエンジェル税制の適用要件の緩和[新設]</p> <p>【所得税】</p>	<p>国家戦略特別区域法の改正を前提に、エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の適用対象となる株式会社の範囲に、認定区域計画に定められている事業を実施する株式会社で次に掲げる要件を満たすことにつき国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものを加える。</p> <p>① 高度医療の提供に資する医療技術の研究開発等に関する事業若しくは付加価値の高い農林水産物の効率的な生産に必要な高度な技術の研究開発等に関する事業を営む会社又は国家戦略特別区域法による農地法等の特例の適用を受ける特例農業法人であって次に掲げる要件その他一定の要件を満たす中小企業者である株式会社</p> <p>イ 設立後 1 年未満かつ最初の事業年度に属している会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>（イ）研究者又は新事業活動従事者の数が 2 人以上であり、かつ、その数の常勤の役員及び従業員の合計に対する割合が 10%以上であること（以下「研究者数等要件」とい</p>

う。)

(ロ) 事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有すること(以下「事業計画要件」という。)

ロ 設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了している会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 資金計画に記載された特区事業費の額を前事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が50%以上であること(以下「特区事業費要件」という。)

(ロ) 研究者数等要件

(ハ) 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%を超えていないこと(以下「営業利益率要件」という。)

ハ 設立後1年以上2年未満の会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 特区事業費要件

(ロ) 新事業活動従事者の数が2人以上であり、かつ、その数の常勤の役員及び従業員の合計に対する割合が10%以上であること(以下「新事業活動従事者数要件」という。)又は前事業年度の試験研究費等の収入金額に対する割合が3%を超えること(以下「試験研究費等要件」という。)

(ハ) 営業利益率要件

ニ 設立後2年以上5年未満の会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 特区事業費要件

(ロ) 試験研究費等要件又は売上高成長率(前々事業年度の売上高に対する前事業年度の売上高の伸び率等をいう。以下同じ。)が25%を超えること。

(ハ) 営業利益率要件

② 雇用の創出に資する事業を営むものとして次に掲げる要件その他一定の要件を満たす小規模企業者である株式会社

イ 設立後1年未満かつ最初の事業年度に属している会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 研究者数等要件

(ロ) 設立時の従業員の数が5人以上(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社にあつては1人以上)であること(以下「設立時従業員数要件」という。)

(ハ) 事業計画要件

ロ 設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了している会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 特区事業費要件

(ロ) 研究者数等要件

(ハ) 営業利益率要件

(ニ) 設立時従業員数要件

ハ 設立後1年以上2年未満の会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 特区事業費要件

(ロ) 新事業活動従事者数要件又は試験研究費等要件

(ハ) 営業利益率要件

(ニ) 設立時従業員数要件

(ホ) 投資契約の締結日における従業員の数が設立時の従業員の数以上であり、かつ、前事業年度末に比して2人以上(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社にあつては1人以上)増加していること(以下「従業員数増加要件」という。)

ニ 設立後2年以上3年未満の会社次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(イ) 特区事業費要件

(ロ) 試験研究費等要件又は売上高成長率が25%を超えること。

(ハ) 営業利益率要件

(ニ) 設立時従業員数要件

(ホ) 従業員数増加要件

(注1) 上記の改正は、国家戦略特別区域法の一部改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に払込みにより取得をする株式会社について適用する。

	<p>(注2) 上記①及び②の「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。 ② 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。 ③ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。 ④ 払込みにより当該会社の株式の取得をする者と投資契約（当該投資契約に係る払込金を、事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。）を締結する会社であること。 ⑤ その会社の営む事業が公序良俗に反しておらず、かつ、風俗営業に該当しないこと。
<p>●国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設[新設]</p> <p>【所得税、法人税、個人住民税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法の改正を前提に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、国家戦略特別区域内における同法の認定区域計画に定められた特定事業に係る再開発事業（施行区域の面積が500㎡以上であること等の一定の要件を満たすものに限る。）を行う民間事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該再開発事業の用に供されるものを加える。 ・法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、国家戦略特別区域法の改正を前提に、対象に、国家戦略特別区域内における認定区域計画に定められた同法の特定事業に係る再開発事業（施行区域の面積が500㎡以上であること等の一定の要件を満たすものに限る。）を行う民間事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該再開発事業の用に供されるものを加える。

<p>●「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長[延長]</p> <p>【所得税、法人税、登録免許税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率を 30%（現行 40%）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。 ・ 認定民間都市再生事業計画（当該計画に係る認定が国家戦略特別区域法の規定により国土交通大臣の認定があったものとみなされるものである場合における当該計画を含む。）に基づき都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 3.5（現行：1,000 分の 3）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。 ・ 認定民間都市再生事業計画（当該計画に係る認定が国家戦略特別区域法の規定により国土交通大臣の認定があったものとみなされるものである場合における当該計画を含む。）に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。
---	--

【民間資金等活用事業（PFI）の推進】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>● PFI 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置の拡充・延長[拡充・延長]</p> <p>【固定資産税、都市計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を 5 年延長する。 ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者

画税、不動産取得税】	<p>が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。</p>
<p>● 公社管理有料道路における公共施設等運営権方式に係る特例措置の創設 [新設] ＜従要望＞ 【登録免許税】</p>	<p>構造改革特別区域法の改正を前提に、公社管理道路運営権者（仮称）が同法の改正の施行の日から平成29年3月31日までの間に受ける認定公社管理道路運営事業（仮称）に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を、1,000分の0.5（本則：1,000分の1）に軽減する措置を講ずる。</p>

【科学技術・イノベーションの推進】

要望項目	平成27年度税制改正の大綱の記載内容
<p>● 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 [新設] 【所得税、法人税、消費税、印紙税、個人住民税、法人住民税、利子割、事業税、固定資産税、地方消費税、事業所税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人等（所得税法別表第一）とする。 ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人（法人税法別表第一）とする。 ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を非課税法人（印紙税法別表第二）とする。 ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴い、同法に基づき設立される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を公共法人等が支払を受ける利子等に係る非課税措置等の対象とする。 ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、当該法人が一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年度分価格の3分の1、その後の5年度分価格の3分の2とする措置を講ずる。 ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、当該法人が行う事業に対する事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

【沖縄振興の推進】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置 [拡充]</p> <p>【所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税】</p>	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の改正を前提に、同法の買取協議について次の改正が行われた後も引き続き、同法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の 5,000 万円特別控除を適用する。</p> <p>① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地（仮称）を買取協議の対象に加える。</p> <p>② 買取協議の対象となる土地の面積要件を市町村条例により下限なく引下げ可とする。</p>
<p>●沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置 [延長]</p> <p>【揮発油税、地方揮発油税】</p>	<p>沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を 5 年延長する。</p>
<p>●引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税 [延長]</p> <p>【石油石炭税】</p>	<p>沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を 5 年延長する。</p>
<p>●沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置 [延長]</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 5 年延長する。</p>

【子ども・子育て支援新制度の円滑な施行・少子化対策の推進】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置[新設]</p> <p>【関税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園・保育所等が給食用に使用する脱脂粉乳に対する関税暫定措置法の関税減税措置の対象に小規模保育事業等を追加する。 ・事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。 ・児童福祉法の改正に伴い、同法に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の措置を講ずる。 ・事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。 ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
<p>●子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与を目的に設定する信託等に係る贈与税の非課税措置等の創設[新設]</p> <p>【贈与税】</p>	<p>(1) 概要</p> <p>個人（20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。）に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費</p>

用については 300 万円を限度とする。) までの金額に相当する部分の価額については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものに限りに、贈与税を課さないこととする。

(注) 上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいう。

- ① 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む。）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

(2) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した非課税申告書を、金融機関を經由し受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 払出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が結婚・子育て資金の支払に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類及び記録を結婚・子育て資金を管理するための契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」という。）の終了の日の翌年 3 月 15 日後 6 年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 結婚・子育て資金管理契約の終了

次に掲げる事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了する。

- ① 受贈者が 50 歳に達した場合
- ② 受贈者が死亡した場合
- ③ 信託財産等の価額が零となった場合において終了の場合

意があったとき

(5) 終了時の取扱い

① 調書の提出

金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額（以下「非課税拠出額」という。）及び結婚・子育て資金管理契約の期間中に結婚・子育て資金として払い出した金額（上記（3）により記録された金額とする。）の合計金額（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。以下「結婚・子育て資金支出額」という。）その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

② 残額の取扱い

上記（4）①又は③に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、これらの事由に該当した日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課税する。

なお、上記（4）②に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。

(6) 期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、当該死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する。この場合において、当該残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象としない。

なお、当該残額は、結婚・子育て資金支出額とみなす。

	(7) その他所要の措置を講ずる。
<p>●仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充[延長・拡充]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【所得税、法人税】</p>	<p>次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度について、対象法人に次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた法人を加え、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で、次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率（現行 認定事業年度 32%）につき次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>① 器具備品及び車両運搬具</p> <p>イ 基準適合認定 認定事業年度 18%（中小事業主にあっては、24%）</p> <p>ロ 特例基準適合認定 認定事業年度以後3年間 12%</p> <p>② 建物及び建物附属設備</p> <p>イ 基準適合認定 認定事業年度 24%（中小事業主にあっては、32%）</p> <p>ロ 特例基準適合認定 認定事業年度以後3年間 15%</p> <p>(注) 上記の「中小事業主」とは、一般事業主行動計画の届出が努力義務とされている一般事業主（常時雇用労働者数 100 人以下のもの）をいう。</p>

【防災対策の推進】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>●緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置 [新設]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子資金の貸付けを受けて改良された港湾法に規定する特別特定技術対象施設である護岸、岸壁及び物揚場に係る固定資産税について、津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置との適用関係を整理の上、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を平成30年3月31日まで講ずる。</p>
<p>●浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置 [拡充]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>水防法に規定する浸水防止計画に基づき、地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、同法の改正を前提に、その対象区域を改正後の洪水浸水想定区域とする。</p>
<p>●データセンター地域分散化促進税制 [延長]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【法人税】</p>	<p>特定信頼性向上設備等の特別償却制度における特定信頼性向上設備に係る措置について、対象地域から除外される地域を首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域（現行：東京圏）とし、特別償却率を10%（現行：15%）に引き下げた上、その適用期限を1年2月延長する。</p>
<p>●雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の特例措置 [拡充・延長]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【所得税、法人税】</p>	<p>特定再開発建築物等の割増償却制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正を前提に、対象区域を同法の浸水被害対策区域（仮称）とし、対象施設から浸透性舗装及び補助金等をもって取得等をしたものを除外した上、その適用期限を2年延長する。</p>
<p>●都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置 [延長]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【固定資産税、都市計</p>	<p>都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p>

画税】	
<p>●特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置[延長]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例の適用対象となる当該施設の所有者が、許可を行う都道府県知事等が発行した証明書の写しを添付して市町村に申告する場合に適用することとした上、その適用期限を3年延長する。</p>
<p>●管理協定が締結された避難施設に係る特例措置[延長]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において同法に規定する管理協定の対象となった協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>① 家屋については、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。</p> <p>② 償却資産については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。</p> <p>イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1</p> <p>ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>
<p>●我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る特例措置[延長]</p> <p>＜従要望＞</p> <p>【所得税、法人税、固定資産税、都市計画税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用建物等の規模要件を引き上げた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象となる特定倉庫のうち一般倉庫の規模要件を3,000平方メートル以上（現行：1,500平方メートル以上）、多階建て6,000平方メートル以上（現行：3,000平方メートル以上）とし、冷蔵倉庫の規模要件を6,000立方メートル以上（現行：3,000立方メートル以上）とした上、その適用期限を2年延長する。

<p>●首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置 [延長] ＜従要望＞ 【固定資産税】</p>	<p>鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p>
--	---